

廃棄物処理センターに対する支援制度

国庫補助

①産業廃棄物処理施設モデル的整備費補助

- ・一定規模以上の産業廃棄物の焼却施設、最終処分場等の整備につき、施設整備費の1/4を上限として、都道府県負担額と同額を補助
- ・都道府県の負担については地方債措置の適用あり

②廃棄物処理施設整備費補助

- ・一般廃棄物及び公共系産業廃棄物受入分に対する補助

③広域的廃棄物埋立処分施設整備費(安全性等確保事業)補助

- ・最終処分場の安全性確保のための事業(環境アセスメント、水質検査設備の整備等が対象)に対する1/2補助

税制上の特例措置

- ・廃棄物処理センターの基金に対する事業者の出えん金についての損金算入の特例

廃棄物処理センター整備基本計画調査(センター調査)

- ・廃棄物処理センターの整備促進のため、経営等の基礎調査を実施

産業廃棄物処理特定施設整備法に関する支援措置

- ・特定債務保証対象施設の整備に当たり、振興財団の債務保証

廃棄物処理施設に関するリスクコミュニケーション



廃棄物処理施設
の設置事業者

住民
関係市町村

○ 定期点検結果、維持管理状況
の情報公開



● 帳簿、維持管理情報等の閲覧

● 許可申請
● ミニアセス結果
の提出

○ 生活環境保全の見地
からの意見に対する
事業者の見解

● 施設設置に関して
告示・縦覧
○ 行政処分情報
の公開

● 施設設置に関して
生活環境保全の見地
からの意見

県知事
政令市長

● 許可審査
○ 定期点検
(維持管理状況、
施設構造の確認)
● 報告徴収・立入検査等
による適正処理指導

廃棄物の処理による生活環境リスクの共有
情報不足による不安感・忌避感を払拭

● : 現行法において定められている仕組み
○ : 現行法では定められていない仕組み

不法投棄撲滅アクションプラン

(平成16年6月15日策定)

1. 不法投棄の現状

■不法投棄の件数及び投棄量

- ・新たに確認される産業廃棄物の不法投棄は、近年40万t前後(1,000件前後)で推移。
- ・15年度当初の全国の不法投棄残存総量は、約1,096万t(約2,500件)。

■不法投棄による影響

不法投棄は、水質汚濁や土壌汚染等の環境面での影響はもちろん、原状回復費用(香川県豊島:総額447億円、青森・岩手県境:総額655億円)等の経済的損失をもたらすほか、周辺地域のコミュニティも破壊する等、社会的な影響も極めて大きい。

2. アクションプランのねらい

- ・不法投棄がもたらす様々な影響を考えれば、その未然防止を図ることが不可欠。
- ・このため、従来より講じてきた罰則の強化等の措置に加え、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策(アクションプラン)が必要。
- ・これにより、不法投棄対策の当面の目標である「5年以内に早期対応により大規模事案(5000トンを超えるもの)をゼロとする。」の実現を目指す。

3. アクションプランのポイント(3つの視点)

■地域における意識の向上

身近な散乱ごみ対策の強化(破れ窓理論の応用)

- ・分別収集ガイドラインの策定、日常生活や引越時等におけるごみ減量化の推進 等

■廃棄物処理体制の強化

受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上

- ・車両へのステッカー貼付、行政処分の徹底、国境を越える廃棄物移動の適正化
- ・処理施設の効率的整備に向けた国の支援の充実、処分場の安全対策の強化 等

■制度を支える人材の育成

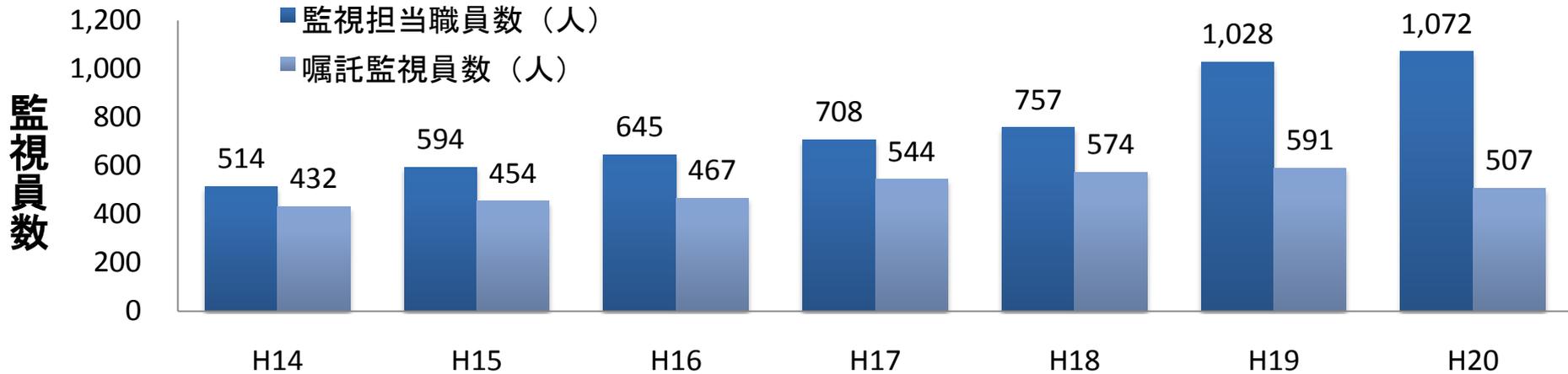
優良処理業者の育成や行政における体制整備

- ・評価基準の策定と税制措置等による優良処理業者の育成
- ・指導員の派遣・産廃アカデミー等による国と地方の人材育成
- ・地方環境対策調査官事務所の充実・強化や、不法投棄ホットラインの整備等を通じた環境監視(環境パトロール)活動や現場での即応体制の強化 等

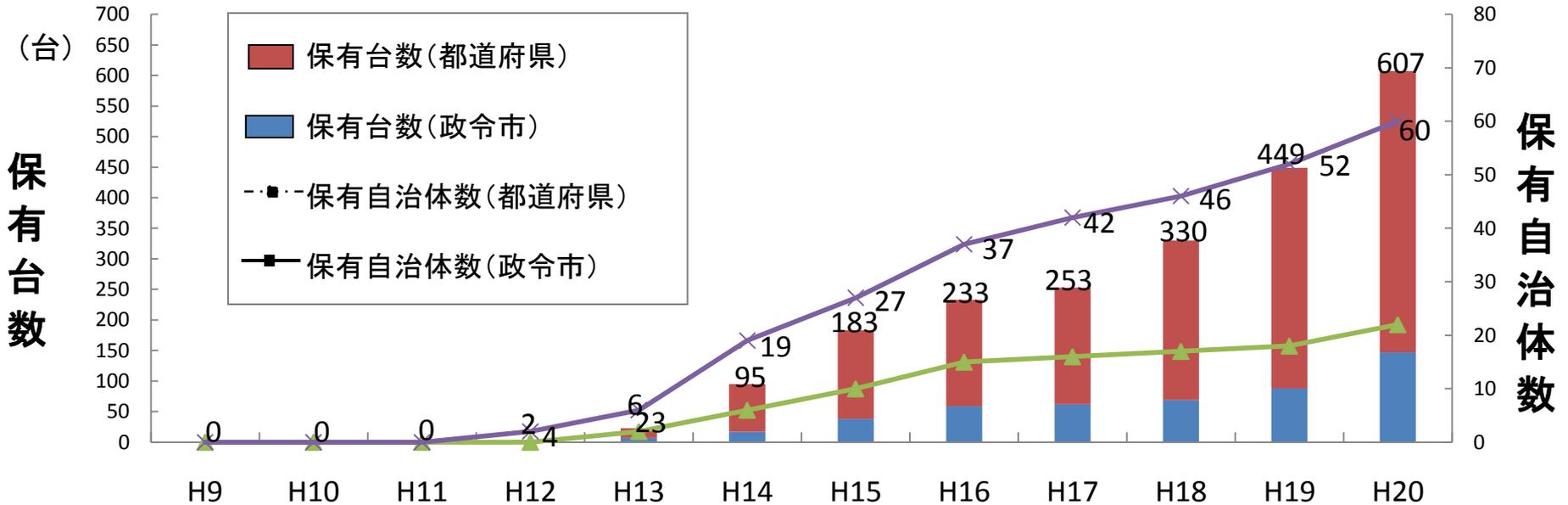
※ 当面の目標「平成21年までに大規模事案(5000トン以上)をゼロにする」

不法投棄監視体制について

■不法投棄等の監視・適正処理の指導担当職員数



■全国の固定式監視用カメラ保有自治体数と台数



報告徴収について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、行政は、廃棄物の処理、施設構造・維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。拒否・虚偽報告については、30万円以下の罰金の対象となる。

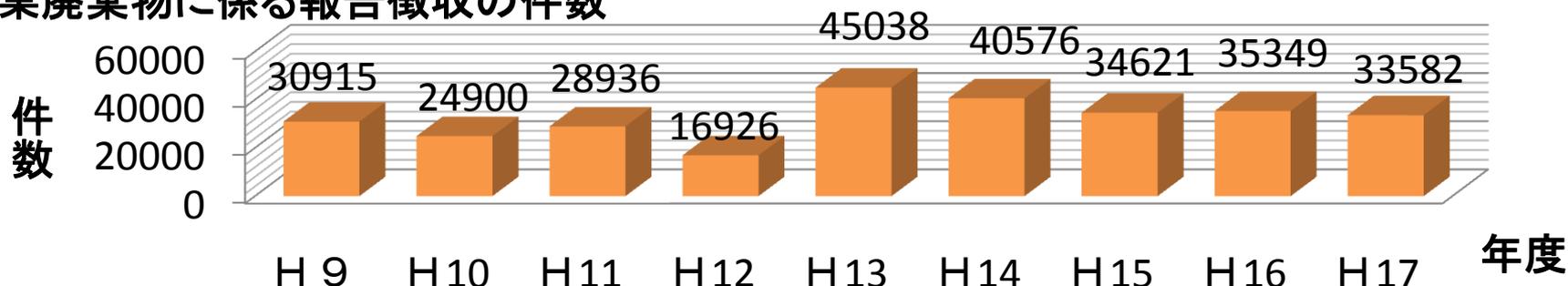
報告徴収の対象者

- ① 排出事業者
- ② 廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者(無許可業者も含む。)
- ③ 廃棄物処理施設の設置者
- ④ 情報処理センター(電子マニフェスト情報に関する報告徴収)
- ⑤ 廃棄物が地下にある土地(旧最終処分場など)の土地所有者
- ⑥ 指定区域(廃棄物が地下にある土地で都道府県知事に指定された区域)において土地の形質変更を行う者

廃棄物の不適正処理がされた土地の所有者

実行者と認められなければ、現行法では、法律に基づく報告徴収の対象とはならない。

産業廃棄物に係る報告徴収の件数



○ 平成12年法改正により、許可の欠格要件・取消要件の強化、保管基準、委託基準等の強化、措置命令対象拡大、罰則の引き上げなど一連の対策強化を図り、これを受け、平成13年に「行政処分の指針について」(通知)を発出し、行政処分を積極的かつ厳正に実施するべきであることを明確にした。

○ 平成15年法改正により、廃棄物の疑いがある物についても報告徴収を可能にした。

立入検査について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、行政は、その職員に、廃棄物の処理、施設の構造・維持管理に関し、帳簿書類等の物件を検査させ、試験のために廃棄物を無償で収去させることができる。

拒否、妨害、忌避行為については、30万円以下の罰金の対象となる。

立入検査の対象

- ① 排出事業者の事務所・事業場
- ② 廃棄物・廃棄物である疑いのある物の収集・運搬・処分を業とする者の事務所・事業場（無許可業者による不法投棄現場、無許可設置施設を含む。）
- ③ 廃棄物処理施設のある土地・建物
- ④ 廃棄物が地下にある土地（旧最終処分場など）

廃棄物の不適正処理がされた土地の所有者の事務所

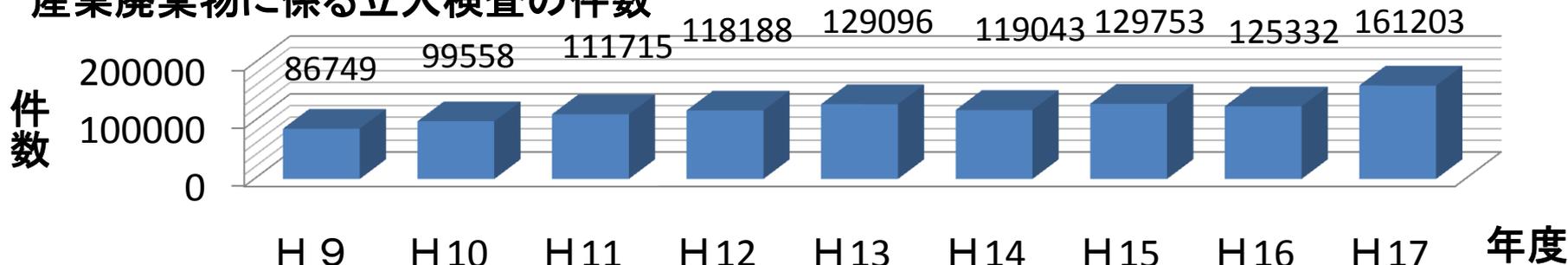
実行者と認められなければ、現行法では、法律に基づく立入検査の対象とはならない。

産業廃棄物の不法投棄の疑いが相当程度確実と思われる土地に立入検査を行うこととし、土地所有者へ当該土地への立入り等の承諾を求めたところ、土地所有者が私有地への立入を拒否する事例あり。

収集運搬車両

現行法では、法律に基づく立入検査の対象とはならない。（運転席にある書類の検査などができない。）

産業廃棄物に係る立入検査の件数



○ 平成12年法改正により、許可の欠格要件・取消要件の強化、保管基準、委託基準等の強化、措置命令対象拡大、罰則の引き上げなど一連の対策強化を図り、これを受け、平成13年に「行政処分の指針について」(通知)を発出し、行政処分を積極的かつ厳正に実施するべきであることを明確にした。

○ 平成15年法改正により、廃棄物の疑いがある物についても立入検査を可能にした。

措置命令について

概要

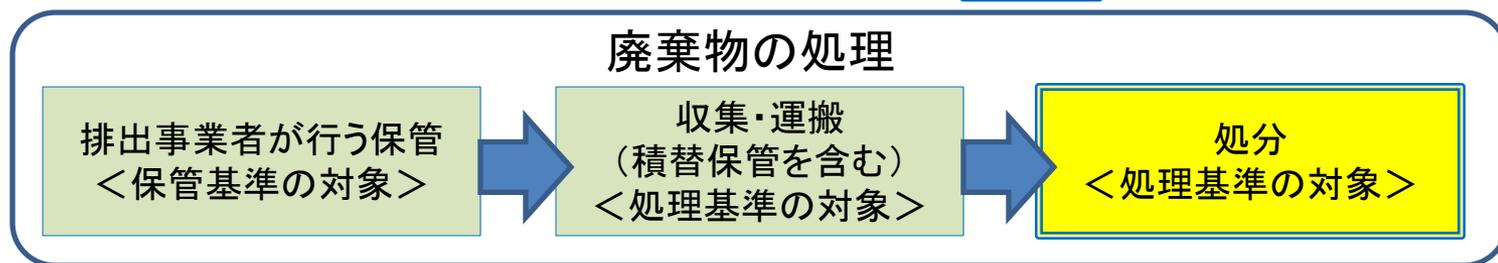
既に行われた違法な処分に起因する、生活環境保全上の支障等の除去・発生の防止のために必要な措置を講ずることを、行政が処分者等に対し命ずるもの。

発出要件

以下①②のいずれも満たすときに、発出することができる。

- ① 廃棄物の廃棄物処理基準に適合しない不適正な処分が行われたとき
- ② 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

現行法上、措置命令の対象となっている行為の範囲



■措置命令(第19条の5)発出件数

(件)

